

第5章 プランの推進方策

1 短期・中期の目標設定

ごみゼロプランは、20年後のごみゼロ社会の実現を目指し多様な主体が協働していくための計画です。このような取組が長期にわたる計画については、進捗状況などを定期的に把握・評価し、プラン推進に関わる全ての主体が共有するとともに、必要に応じて取組の方向を見直し対策を追加するなど、推進活動のマネジメントを的確に行うことが重要です。

そこで、推進活動のマネジメントを行ううえでの一つの基準として、第3章に掲げた数値目標について短期、中期の目標を設定することとします。その際、短期目標については2010年度を、中期目標については2015年度を目標年度とします。

(1) ごみの減量化

①発生・排出抑制に関する目標

指標名	数値目標		
	短期(2010年度)	中期(2015年度)	最終目標(2025年度)
ごみ排出量削減率	家庭系ごみ6% 事業系ごみ5% (対2002年度実績)	家庭系ごみ13% 事業系ごみ13% (対2002年度実績)	家庭系ごみ30% 事業系ごみ30% (対2002年度実績) 【参考】2002実績 2025目標 家庭系 535千t→375千t 事業系 252千t→176千t

②資源の有効利用に関する目標

指標名	数値目標		
	短期(2010年度)	中期(2015年度)	最終目標(2025年度)
資源としての再利用率	21%	30%	50% 【参考】2002実績 2025目標 14.0% → 50%

③ごみの適正処分に関する目標

指標名	数値目標		
	短期(2010年度)	中期(2015年度)	最終目標(2025年度)
ごみの最終処分量	128,700t (対2002年度) 約15%減	96,800t (対2002年度) 約36%減	0t 【参考】2002実績 2025目標 151,386t → 0t

(2) 多様な主体の参画・協働

指標名(現状値)	数値目標		
	短期(2010年度)	中期(2015年度)	最終目標(2025年度)
④ものを大切に長く使おうとする県民の率(58.2%)	80%	90%	100%
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率(39.4%)	60%	90%	100%
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率(38.5%)	60%	90%	100%
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率(一)	90%	100%	100%

【短期・中期の目標設定の考え方】

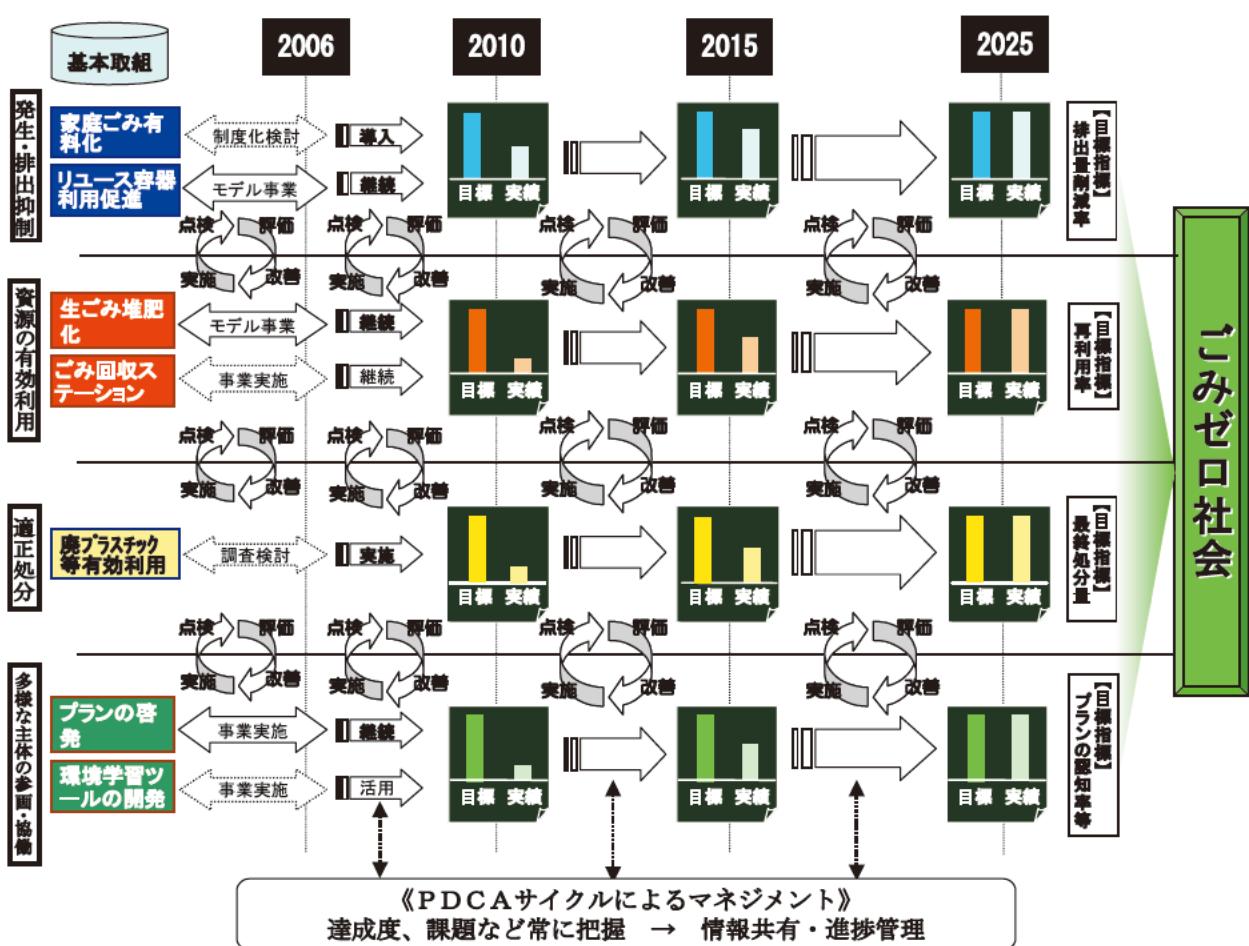
短期・中期の目標について、目標値の設定の考え方は次のとおりです。

①～③については、先進事例などを基に評価した基本取組の「数値目標達成に対する貢献度」をベースに、今後のごみ減量等に関する法制度の充実や新たな技術の開発などを勘案した目標値としました。

④～⑥については、5年後に現状値に対して約20%増とすることを、10年後にはそれを90%まで伸ばすことを目指す目標値としました。

⑦については、5年後には9割の県民が、10年後には全ての県民がプランを認知しているという状態を目指す目標値としました。

【プランの推進イメージ】



※ PDCAサイクルとは、PlanのP、DoのD、Check の C、Action の A を組み合わせた言葉で、①計画の作成(Plan)、②その実施(Do)、③点検・評価(Check)、④改善(Action)というサイクルを繰り返すことにより、目標達成を行おうとする方法です。

2 プラン推進のマネジメント

(1) 各主体の役割に応じた取組の推進

ごみゼロプランを実効性のあるものとし、「ごみゼロ社会」を実現していくためには、住民、事業者、市町村、県、自治会・NPO等民間団体がそれぞれの役割を認識したうえで、自主的にごみの減量化・再資源化に向けた取組を進めることとします。具体的には、「基本方向ごとの取組」で整理した役割に基づき、目標にむけての継続的かつ長期にわたる実践を行っていきます。

こうした取組をさらに効果的にするために、主体ごとに、ごみの減量化のための組織を立ち上げ、情報交換などを行います。

(2) 各主体間の連携・協働

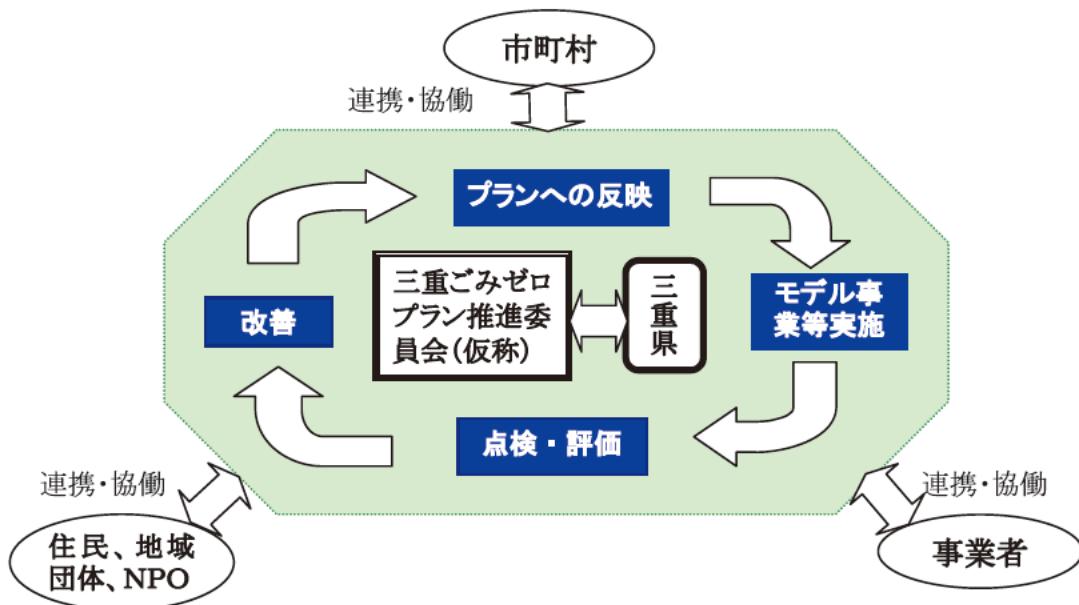
各主体の自主的な取組と同時に、それらの連携・協働も「ごみゼロ社会」の実現には、大きな力となります。こうした主体間の連携・協働のために、毎年定期的に各主体の取組を発表できる場や情報交換できる場を設定します。

(3) 全県的な推進体制の確立

さらに、プランをより効果的かつ確実に進めるためには、上記の各主体の取組を全体的に点検・評価することにより、問題点や課題を把握し、それらを改善し、取組に反映していく必要があります。

そのため、各主体を構成員とするプラン推進のための全県的な組織として「三重ごみゼロプラン推進委員会（仮称）」を設置し、定期的にプラン推進の取組を検証・評価し公表するなど、PDCAサイクルに基づくマネジメント体制を整備し、本プランの実効性を担保していきます。また、これに準じた地域ごとの推進体制の整備も進めます。

【推進体制のイメージ】



3 プランを取り巻く諸課題

(1) 再利用の困難なものの有効利用－焼却エネルギーの有効利用－

やむを得ず排出された「ごみ」については、最大限資源として再利用（リユース、マテリアルリサイクル及びケミカルリサイクル）を行っていきますが、一方、現時点では、県民の社会生活に支障が生じないよう、日々排出される多量のごみを処理していかなければなりません。また、目標年度においても、コストや環境負荷、技術的な面から、再利用が困難な廃棄物については、焼却により処理せざるを得ないものは残ると考えられます。

このため、今後も焼却施設などを活用した処理も行っていく必要があると考えますが、この場合であっても、従来のような単純焼却ではなく、可能な限り熱回収が行われ、エネルギーとして有効利用されることが重要であります。

焼却エネルギーの有効利用については、現在、県内7施設（26市町村）で製造されたRDFによるごみ固形燃料発電のほか、1市が溶融施設、2市がごみ焼却施設での発電により、熱回収を行っています。一般廃棄物の焼却残さについても、現在、廃棄物処理センターで溶融スラグ化され、発生したスラグはコンクリート製品の骨材等として再生利用されています。今後、エネルギー効率の良い焼却技術の開発やさらなる再生利用のための研究を、国内・県内の研究機関等と進めていく必要があります。

なお、ごみ固形燃料発電については、日々多量に発生するごみを適正に処理し、エネルギー資源として有効活用しようとするものですが、平成15年8月の事故の教訓を踏まえ、安全性を確保しながら取り組むことが必要です。

(2) 災害時の適正処理の確保

平成16年の県内の台風による災害発生において見られたように、災害によるごみは、一斉かつ大量に発生します。また、将来予想される東海、南海、東南海地震による災害発生時にも、同様のことが言えます。速やかな災害地域の復興のためには、災害ごみの速やかな処理が不可欠ですが、このためには十分な分別収集等が困難ななか、焼却や埋立による処理も想定しておかなければなりません。

こうしたことから、これらの処理のための施設を一定確保していくことが重要であり、平成16年10月に締結した市町村広域応援協定に基づく的確かつ円滑な応援態勢の運用や他府県との連携とともに広域的な受入・処理体制の確立を検討していく必要があります。

(3) 一般廃棄物と産業廃棄物との区分

事業所内において主に従業員が飲食した弁当のトレイやペットボトルなどの廃プラスチック類については、事業活動に伴って生じた廃棄物として「産業廃棄物」として扱われており、あるいは、市町村においてもいわゆる「あわせ産廃」として処理されているのが実態です。

一方、一部の市町村では、このような廃プラスチック類については、事業系一

般廃棄物として収集運搬もしくは搬入され、現在、容器包装リサイクル法により処理されているという実態もあります。

このように、廃プラスチック類については、市町村単位で取り扱いが異なり、事業者の排出段階で混乱をきたしていることから、産業廃棄物と一般廃棄物との明確な区分や処理ルートの適正化について、実態把握も行いつつ検討していく必要があります。

【参考:あわせ産廃について】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第11条第2項」

市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

(4) 不法投棄対策

空き缶、ペットボトルなど飲料容器やテレビ、冷蔵庫などの家電製品の不法投棄が、跡を絶たず、その処理について、環境保全上また財政上などの面から、周辺地域の住民や自治体が苦慮しています。一方、各市町村においては、いわゆる「ポイ捨て禁止条例」の制定、不法投棄防止のための監視パトロール強化などの取組を行っていますが、効果的なものとはなっていないのが実情です。

今後の取組としては、これまでの取組を継続的にねばり強く行いながら、より一層の環境教育、美化運動を進め、警察本部や各警察署との連携を強化し、ポイ捨てができないような地域づくりを進めるとともに、家電リサイクル法の改正など新たな仕組みづくりや罰則の強化などを国に求めていく必要があります。

(5) 取組の計画的、段階的な推進

ごみゼロプランの取組を進めるにあたっては、市町村のごみ処理システムについて、既存のごみ処理施設などハードの部分の改善と、分別収集や再資源化のルートなどソフトの部分の改善をきちんと連動させていく必要があります。

このため、個々の市町村等の課題や実情に応じた、計画的、段階的なプログラムに沿った対応が重要となってきます。

例えば、分別ルールの統一といったテーマがありますが、分別というのはあくまで手段であり、最終的には分別されたものが効率よく再資源化され、適正に処分されなければなりません。現状では、市町村ごみ処理システムにおける再資源化のルートや処理施設などはさまざまであり、これらの仕組みは短期間で簡単に変えることができない場合がほとんどです。地域の特性などから、必ずしも同じ再資源化の方法が最適であると言えない場合もあると考えられます。

また、分別ルールといつても、単にごみの分別区分のことだけを指すのか、排出方法や場所、収集の日や回数なども含めるのかで大きく考え方が変わってきます。

こうしたことから、まずは、市町村合併などの機会をとらえて、地域内のごみ処理のあり方について検討し、その地域にとって最適なシステムとすることを前提として、再資源化や処分等の仕組みの統一に向けたプログラムを作成、共有し

ていくことが大切です。そのうえで、順次取組を進めていく必要があります。

(6) 現行法制度上の制約等に対する対応

ごみゼロ社会実現に向けた各種の取組については、実質的にごみ減量等に対して有効であり、社会的にも問題はないと思われるものであっても、現行のリサイクル関連法の規定やそれらの運用の仕組み、国的一般廃棄物処理に関する方針などに照らしたとき、問題となる場合が想定されます。例えば、NPO・自治会等民間団体や企業が、生ごみの堆肥化やペットボトル、食品トレー等再生可能資源物のリサイクルなどの事業に関わる場合、その事業の仕組みや対象となる資源物等の取り扱い方によっては、それら企業や団体が収集運搬業の許可を取得していないと違法な行為となってしまう場合があります。

また、現行の法律等の内容や運用の仕方を少し変えることにより、ごみ減量化の取組が大きく進展することが想定されます。例えば、食品リサイクル法上の登録再生利用事業者の要件を緩和することなどで、生ごみの再資源化に大きな弾みがつくことが想定されます。

こうしたことから、ごみ減量化に対して本当に効果のある取組を進めるため、また、取組をより効率的に、或いは、広域的に展開するため、国等に対して積極的に法制度の改正や新たな制度の創設などを提言するとともに、構造改革特区制度の活用などを視野に入れて取組を進めが必要です。